

徳島県版の堆肥化施設設計指針作成について

徳島県脇町農業改良普及センター 渡邊 徹
(アドバイザーNo.1819)

1. 指針作成の背景

平成 11 年 11 月家畜排せつ物法が施行され、畜産経営において発生する家畜排せつ物の野積み・素堀り等の不適切な処理を改め、適正な管理の下、利用の促進を図ることとなり、また、環境 3 法の成立以後、特に循環型、持続的産業としての農業が見直され、最近では、食品残渣、特に生ゴミを堆肥化して農地に還元する動きも多くなっており、堆肥化施設の建設ラッシュと言っても良い状況となっています。

しかしながら、徳島県において堆肥化設計の指針は、平成 2 年に中央畜産会が発行した「堆肥化マニュアル」(旧版)に基づいて作成され、平成 6 年に基本方針の一部を改正し、現在に至っていましたが、「堆肥化設計マニュアル」そのものが改訂され、また、最近では畜産環境アドバイザー養成研修で新しい設計指針が示されるなど、マニュアルが複雑化してきており、堆肥化施設の設計を指導する関係者の中で統一した見解を求める声が大きくなっていました。

一方、畜産農家にとっては、指導者により参考としたマニュアルの違いにより設計の規模が異なるなど、問題があり、また、リース事業や補助事業での対応が多くなるにつれ、会計検査への対応もあり、統一した指針を作成する必要に迫られていました。

そこで、県の見解を統一した県版の堆肥化設計指針を作成することとなり、アドバイザーを委員とする堆肥化設計指針作成委員会が設置されました。

2. 指針の作成

いざ、指針の作成にかかると、膨大な作業が待っていました。まず、骨格をどうするのか、基本とするマニュアルはどれにするのか、また、各マニュアルによって数値の異なっている所はどうするのか、各委員の役割分担はどうするのか、計算用プログラムの作成はどうするのか、等々どれもすぐ決定される事項ではありませんでした。毎月 1 回の委員会開催予定で勧めていきましたが、とてもそれだけでは足りず、各委員連絡を取りながら勧めましたが、昨年 9 月の BSE 発生により、家畜保健衛生所の委員が実質的に検討に加われない事態となり、残った委員の作業量は非常に多くなりました。

しかしながら、畜産農家にきちんとした堆肥を作ってもらいたい、畜産環境問題を少しでも少なくしたい、という各委員の熱意により、3 月末に何とか指針ができあがりまし

た。

3. 指針作成のメリット

指針を作成するのは大変な作業でしたが、委員会で検討を行っていく間に、非常に多くのメリットがあることに気が付きました。

第一に、委員各位の認識が統一されてきたことです。同じアドバイザーであっても、知識や経験の差によって、最初は色々なことに関して認識に差が見られましたが、委員会の中で議論を重ねる内に、認識が統一されてきました。また、委員会終了後に各委員が抱えている現実の問題などを、みんなで検討していく機会が多くなり、それも多いに役立ちました。

第二に、各委員が畜産農家に対して自信を持って指導できるようになりました。これは、一人で色々考えるのではなく、委員会の後に皆で検討したり、それぞれ連絡を取り合って意見交換をすることができるようになり、経験豊かな人のアドバイスを受けることで、畜産農家に対して自信を持って意見を言えるようになったためだと思われます。そして、このことは畜産農家の畜産環境アドバイザーへの信頼感を増すことに大いに寄与しています。

第三に、実際にはこれが一番のメリットだと思いますが、きちんと発酵した堆肥ができる施設設計ができ、現場で農家と一緒に堆肥化についてあれこれ議論したり、指導できる人材が育成されたことだろうと思います。農家にとっては、きちんとした堆肥ができるようになることで、周辺からの苦情も減り、また、耕種農家との連携もでき、経営を前向きに取り組めるようになります。

第四に、会検の対応についてです。県の統一した見解を示し、今後の補助事業、リース事業でこの基準を適応することで、今までみたいに設計計算の不備を指摘される心配がなくなります。

第五に、地域(自県)に適した数値を設定することができます。堆肥化設計マニュアルやアドバイザー研修資料では全国的なことを想定して、幅の広い数値を採用しているところもあり、また、研究データの不足から地域の現状に合わないと思われる数値設定がされているところもあります。徳島県の場合は、専門家が少なく、設定数値が幅広い場合、混乱することも想定されましたので、できるだけ数値幅を少なくするようにしました。また、徳島県は特にブロイラーの飼養が多く、環境問題も多いのですが、この数値について、いろいろ現場と合わない数値がありましたので、本県試験場の研究データを活用して徳島県に適した数値を設定しました。

第六に、設計諸元で設計に用いる基本的数値を設定したことにより、怪しげな業者の摩訶不思議な設計を排除する根拠にもなりました。

4. 終わりに

指針が10年ぶりに作成されたこともあり、県内に配布したところ、非常に好評で印刷部数がたちまちなくなりました。このため増刷を検討しましたが、細かなミスが至る所にあり、改訂版にしなければいけないくらいでした。

いずれにしても、県版の指針は活用方法はいくらでもあります。皆さんの県でも作成されてはいかがでしょうか。

